

## カード、電子マネー…等で支払ってトラブルになっていませんか？ キャッシュレス決済を悪用する業者にご用心！

クレジットカードやプリペイドカード、電子マネー等の“キャッシュレス決済”は、現金を持ち歩かずにカードやスマートフォンで買い物できる手軽さから、今後、身近な決済手段としてより多くの消費者に利用されていくと思われます。一方で、悪質商法に利用されたり、複雑な仕組みを理解しないままに支払ってしまったことによるトラブルも寄せられています。

### 指示されるままにコンビニで支払い、相手の電子マネーにチャージしてしまった

深夜に携帯電話でネットを見ていた時、アダルトサイトにアクセスし、いきなり登録完了となった。「クーリングオフはこちら」という表示とメールアドレスがあったので、「登録した覚えはない」とメールを送ったが返事がなかった。問い合わせ番号に電話すると、「契約が成立している。すぐに支払ってくれば半額で済むが、支払いが長引けば高額になる」と言われて怖くなった。一度払えば終わりだと思い、相手に言われるがままコンビニに行き、端末の前で、携帯電話から指示された通り、アダルトサイトが保有する電子マネー（プリペイドカード）に関する数字を入力した後、端末から出てきたレシートに記載された合計約10万円を支払った。帰宅して冷静になると、不信感が出てきた。返金してもらえないか。 (50代 女性 家事従事者)

### 消費者へのアドバイス

- 表示や金額をしっかり確認したうえで、慎重に支払い手続きを行いましょう。
- プリペイドカードは匿名性が高いサービスであるため、誰がチャージ（購入）し、利用したのかわからないカードです。相手に渡したバリュー（価値）を取り戻すことは大変困難です。絶対に、口頭やメール等でプリペイドカード番号を業者に伝えたり、指示された番号にチャージすることはやめましょう。
- プリペイドカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしてトラブルとなった場合には、早急にプリペイドカード発行会社に連絡しましょう。
- 不安に思ったり、トラブルに遭った場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 050-5808-9600, 69-3111